

千葉市公告第1016号

道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により次のとおり公告します。

その関係図面は、千葉市都市局建築部建築指導課において縦覧に供します。

令和5年12月15日

千葉市長 神谷俊一

- 1 指定年月日及び番号 令和5年12月15日 第R5-11号
- 2 指定道路の種類 第42条第1項第5号の規定による道路
- 3 申請者氏名 高秀建設株式会社
代表取締役 高橋 弘樹
- 4 道路の敷地となる土地の地名地番 中央区川戸町645番2の一部

5 道路の概要

| 幅員 | 延長 | すみ切りの長さ | 側溝の幅 | 自動車転回広場 |
|-------|--------|--|---------|---------------------|
| 5.00m | 43.00m | 2.00m×2.00m 2.00m×2.00m 2.00m×2.00m 2.00m×2.00m | U-0.25m | 70.02m ² |